

## 非住宅・複合建築物の新築の場合

様式第二十二（第十二条第一項及び附則第二条第一項関係）（日本工業規格A列4番）

（第一面）

届出書

届出日 記入  
（工事着手 21 日前までに提出）

令和 ○年 ○月 ○日

津山市長 殿

届出者の住所又は  
主たる事務所の所在地  
届出者の氏名又は名称  
代表者の氏名

○○県○○市○○町○-○  
○○株式会社  
代表取締役 津山 太郎

代表取  
締役印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 19 条第 1 項前段又は同法附則第 3 条第 2 項前段の規定による届出をします。この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

### 【届出の別】

- 法第 19 条第 1 項前段の規定による届出  
 法附則第 3 条第 2 項前段の規定による届出

床面積 300 m<sup>2</sup>以上の建築行為

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	特記欄	整理番号欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

(第二面)

【1. 建築主】 【イ. 氏名のフリガナ】 <i>〇〇カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク ツヤマ タロウ</i> 【ロ. 氏名】 <i>〇〇株式会社 代表取締役 津山 太郎</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇〇</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇</i> 【ホ. 電話番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</i>	委任状(様式任意) 要添付
【2. 代理者】 【イ. 氏名】 <i>〇〇 〇〇</i> 【ロ. 勤務先】 <i>(株)〇〇設計事務所</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇〇</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇</i> 【ホ. 電話番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</i>	
【3. 設計者】 【イ. 氏名】 <i>〇〇 〇〇</i> 【ロ. 勤務先】 <i>(株)〇〇設計事務所</i> 【ハ. 郵便番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇〇</i> 【ニ. 住所】 <i>〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇</i> 【ホ. 電話番号】 <i>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</i>	
【4. 備考】 <i>工事名称: 〇〇ビル新築工事</i>	

物件・工事名称 記入

建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画

確認申請と整合

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】	津山市〇〇町〇-〇		
【2. 敷地面積】	450.00	m <sup>2</sup>	
【3. 建築面積】	310.00	m <sup>2</sup>	
【4. 延べ面積】	620.00	m <sup>2</sup>	
【5. 建築物の階数】	(地上)	2 階	(地下) 0 階
【6. 建築物の用途】	<input type="checkbox"/> 一戸建ての住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅等 <input checked="" type="checkbox"/> 非住宅建築物 (建物用途: 飲食店・物販店) <input type="checkbox"/> 複合建築物 (建物用途: )		
【7. 建築物の住戸の数】	建築物全体 〇 戸		
【8. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
【9. 建築物の床面積】	(床面積)	(開放部分を除いた部分の床面積)	
【新築】	(620 m <sup>2</sup> )	(620 m <sup>2</sup> )	
【増築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	増築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【改築】	全体 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
	改築部分 ( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
【構造】	鉄骨	造 一部	造
【附則第3条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
竣工年月日	年 月 日	竣工	
【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
	認定を受けた所管行政庁の名称 ( )		
【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
竣工年月日	年 月 日	竣工	
【14. 該当する地域の区分】	5 地域		
【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】	1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項		
	<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値	W/(m <sup>2</sup> ・K))
	冷房期の平均日射熱取得率	(基準値	)
	<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準		
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果		
	( )		

住宅+非住宅の場合に記入

住宅を含む建築物に該当する場合に記入

壁を有していない又は常時外気に開放された開口部の面積の割合が1/20以上を有する空間

建物単位での工事種別を選択してください(同一敷地内の別棟増築の場合は「新築」です。)

4 地域: 旧阿波村  
5 地域: 津山市内全域(旧阿波村除く)

□基準対象外

2. 一次エネルギー消費量に関する事項

(1) 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分

□基準省令第1条第1項第1号イの基準 □基準省令第1条第1項第1号ロの基準

標準入力法

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

(2) 住宅又は複合建築物の住宅部分

基準一次エネルギー消費量 926.0 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 876.0 GJ/年

BEI ( 0.94 )

□一次エネルギー消費量に関する仕様基準

共用部分の基準一次エネルギー消費量 ( )

共用部分の設計一次エネルギー消費量 ( )

□国土交通大臣が認める方法及びその結果 ( )

(3) 複合建築物

基準一次エネルギー消費量 GJ/年

設計一次エネルギー消費量 GJ/年

BEI ( )

【16. 工事着手予定年月日】令和 元 年 8 月 1 日

【17. 工事完了予定年月日】令和 2 年 5 月 31 日

【18. 備考】

モデル建物法

標準入力法

○標準入力法の場合

BEI = (設計一次エネーその他エネ)

÷ (準一次エネーその他エネ)

(小数点第2位未満切上げ)

○モデル建物法の場合：BEI<sub>m</sub>を記入

第四面（別紙1）の集計結果を記入

仕様基準で計算した場合のみ記入

工事着手の21日前に届出書を所管行政庁に提出

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」の記入事項について

○非住宅建築物 (1)のみ

○複合建築物（住宅+非住宅）

①非住宅部分及び住宅部分が各々で基準適合とする場合 (1)及び(2)

②非住宅部分及び住宅部分の合算で基準適合とする場合 (3)のみ

○複合建築物（住宅+非住宅）の場合、住戸毎に作成してください

(第四面)

別紙を作成した場合は、その旨を記入（1～4欄は記入不要）

[住戸に関する事項] *別紙1による*

【1. 住戸の番号】	
【2. 住戸の存する階】	階
【3. 専用部分の床面積】	m <sup>2</sup>
【4. 住戸のエネルギー消費性能】	
1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項	
<input type="checkbox"/> 外皮平均熱貫流率	W/(m <sup>2</sup> ・K) (基準値 W/(m <sup>2</sup> ・K))
冷房期の平均日射熱取得率	(基準値 )
<input type="checkbox"/> 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )
<input type="checkbox"/> 基準対象外	
2. 一次エネルギー消費量に関する事項	
<input type="checkbox"/> 基準一次エネルギー消費量	GJ/年
設計一次エネルギー消費量	GJ/年
BEI ( )	
<input type="checkbox"/> 一次エネルギー消費量に関する仕様基準	
<input type="checkbox"/> 国土交通大臣が認める方法及びその結果	( )

2以上の階を有する場合、各階毎の床面積を併記（例：メゾネット住戸等）

(4 地域) UA 0.75 η A -  
(5 地域) UA 0.87 η A 3.0

(別紙) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準又は一次エネルギー消費量に関する仕様基準を用いる場合

1. 住戸に係る事項

(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置

1) 屋根又は天井

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法  
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

2) 壁

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法  
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

3) 床

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法  
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱材の施工法】 内断熱工法 外断熱工法  
充填断熱工法 外張断熱工法 内張断熱工法

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

4) 土間床等の外周部分の基礎

(イ) 外気に接する部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(ロ) その他の部分

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱材の種別及び厚さ (種別 ) (厚さ mm)  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) ) 熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

5) 開口部

【開口部比率】 ( ) 【開口部比率区分】 ( )

【断熱性能】 建具等の種類 (建具の材質・構造 )  
(ガラスの種別 )  
熱貫流率 ( W/(m<sup>2</sup>・K) )

【日射遮蔽性能】

ガラスの日射熱取得率 (日射熱取得率 )

付属部材 (南±25度に設置するもの )  
(上記以外の方位に設置するもの )

ひさし、軒等

6) 構造熱橋部

【該当箇所の有無】 有 無

【断熱性能】 断熱補強の範囲 ( mm) 断熱補強の熱抵抗値 ( (m<sup>2</sup>・K)/W )

(2) 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】 暖房設備 ( )  
効率 ( )

【冷房】 冷房設備 ( )  
効率 ( )

- 【換気】換気設備 ( )  
効率 ( )
- 【照明】照明設備 ( )
- 【給湯】給湯設備 ( )  
効率 ( )

## 2. 備考

(注意)

## 1. 各面共通関係

- ① この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。
- ② この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。
  - (1)一戸建ての住宅 一棟の建築物からなる一戸の住宅
  - (2)共同住宅等 共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

## 2. 第一面関係

- ① 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ② 届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

## 3. 第二面関係

- ① 建築主又は設計者がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主又は設計者について記入し、別紙に他の建築主又は設計者について記入して添えてください。
- ② 【1. 建築主】の欄は、建築主が法人の場合は、「イ」は法人の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は法人の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は法人の所在地を、建築主がマンションの管理を行う建物の区分所有等に関する法律第3条又は第65条に規定する団体の場合は、「イ」は団体の名称及び代表者の氏名のフリガナを、「ロ」は団体の名称及び代表者の氏名を、「ニ」は団体の所在地を記入してください。
- ③ 【2. 代理者】の欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

## 4. 第三面関係

- ① 【6. 建築物の用途】及び【8. 工事種別】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
- ② 【7. 建築物の住戸の数】の欄は、【6. 建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。
- ③ 【9. 建築物の床面積】の欄は、【8. 工事種別】の欄の工事種別に応じ、新築等に係る建築物の床面積を記入してください。増築又は改築の場合は延べ面積を合わせて記入してください。
- ④ 【9. 建築物の床面積】の欄において、「床面積」は、単に建築物の床面積をいい、「開放部分を除いた床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいいます。
- ⑤ 【11. 法附則第3条の適用の有無】及び【13. 基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。
- ⑥ 【12. 基準省令附則第2条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、「有」の場合は届出に係る建築物が「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより基準省令第1条第1項第2号イに適合させることが困難」と認定を受けた所管行政庁の名称を記載してください。
- ⑦ 【14. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ(1)の地域の区分をいいます。
- ⑧ 【15. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

「1. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

  - (1)届出に係る建築物が一戸建ての住宅の場合のみ記載してください。



(2)「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

(3)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

i) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号イ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

ii) 基準対象外 基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。

「2. 一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

(1)届出に係る建築物が非住宅建築物の場合は「（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は、「（2）住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。届出に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「（2）住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。届出に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物全体について「（3）複合建築物」に記載してください。

(2)「（1）非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」については、「基準省令第1条第1項第1号イの基準」、「基準省令第1条第1号ロの基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。

(3)「（2）住宅又は複合建築物の住宅部分」については、「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れた上で記載してください。「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「B E I」については、住宅全体又は複合建築物の住宅部分全体での数値を記載してください。「B E I」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、「共用部分の基準一次エネルギー消費量」及び「共用部分の設計一次エネルギー消費量」を記載してください。

(4)この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

i) B E I 設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）を基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）で除したものをいいます。

ii) 一次エネルギー消費量に関する仕様基準 基準省令第1条第1項第2号ロ（2）に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

⑨ 第三面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補って追加して記載した書面その他の記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 5. 第四面関係

① 第四面は、共同住宅等又は複合建築物に係る届出を行う場合に、住戸ごとに作成してください。

② 住戸の階数が二以上である場合には、【3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。

- ③ 【4. 住戸のエネルギー消費性能】の欄に用いる用語の意義は、4. 第三面関係の注意⑧のとおりとします。

「(1) 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ（1）の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

「(2) 一次エネルギー消費量に関する事項」は「基準一次エネルギー消費量」、「設計一次エネルギー消費量」及び「BEI」、「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」又は「国土交通大臣が認める方法及びその結果」の該当するチェックボックスに、「✓」マークを入れた上で記載してください。「BEI」については、小数点第二位未満を切り上げた数値を記載してください。「一次エネルギー消費量に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

- ④ 第四面は、他の制度の届出書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

## 6. 別紙関係

- ① 1欄は、共同住宅等又は複合建築物の住戸に係る措置について、住戸ごとに記入してください。なお、計画に係る住戸の数が二以上である場合は、当該各住戸に関して記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。
- ② 1欄の(1)の1)から3)までにおける「断熱材の施工法」は、部位ごとに断熱材の施工法を複数用いている場合は、主たる施工法のチェックボックスに「✓」マークを入れてください。なお、主たる施工法以外の施工法について、主たる施工法に準じて、別紙のうち当該部位に係る事項を記入したものを添えることを妨げるものではありません。
- ③ 1欄の(1)の1)から4)までにおける「断熱性能」は、「断熱材の種別及び厚さ」、「熱貫流率」又は「熱抵抗値」のうち、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、併せて必要な事項を記入してください。「断熱材の種別及び厚さ」については、当該部位に使用している断熱材の材料名及び厚さを記入してください。
- ④ 1欄の(1)の3)及び4)における(イ)及び(ロ)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には「有」のチェックボックスに、「✓」マークを入れてください。
- ⑤ 1欄の(1)の5)の「開口部比率」とは、外皮面積の合計に占める開口部の面積の割合をいいます。
- ⑥ 1欄の(1)の5)は、開口部のうち主たるものを対象として、必要な事項を記入してください。
- ⑦ 1欄の(1)の5)の「断熱性能」は、「建具等の種類」又は「熱貫流率」の該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑧ 1欄の(1)の5)の「日射遮蔽性能」は、「ガラスの日射熱取得率」、「付属部材」又は「ひさし、軒等」について該当するチェックボックスに「✓」マークを入れ、必要な事項を記入してください。
- ⑨ 1欄の(1)の6)の「該当箇所の有無」は、該当箇所がある場合には、「有」のチェックボックスに「✓」マークを入れ、「断熱性能」の欄に、「断熱補強の範囲」及び「断熱補強の熱抵抗値」を記入してください。
- ⑩ 1欄の(2)の「暖房」、「冷房」、「換気」、「照明」、「給湯」については、住戸に設置

する設備機器（「照明」にあつては、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しない旨）とその効率（「照明」を除く。）を記載してください。設備機器が複数ある場合は最も効率の低い設備機器とその効率を記載してください。「効率」の欄には、「暖房」では熱源機の熱効率又は暖房能力を消費電力で除した値を、「冷房」では冷房能力を消費電力で除した値を、「換気」では換気回数及び比消費電力（全般換気設備の消費電力を設計風量で除した値をいう。以下同じ。）（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）を、「給湯」では熱源機の熱効率をそれぞれ記載してください。ただし、浴室等、台所及び洗面所がない場合は、「給湯」の欄は記載する必要はありません。

- ⑪ 1 欄に書き表せない事項で特に記入すべき事項は、2 欄に記入し、又は別紙に記入して添えてください。